

(別表 1) 高齢者支援ハウス花の里利用料 (諫早市月額) 平成 29 年 4 月現在

	対象収入による階層区分	負担金額(月額)
A	1,200,000 円以下	0 円
B	1,200,001 円以上 1,300,000 円以下	4,000 円
C	1,300,001 円以上 1,400,000 円以下	7,000 円
D	1,400,001 円以上 1,500,000 円以下	10,000 円
E	1,500,001 円以上 1,600,000 円以下	13,000 円
F	1,600,001 円以上 1,700,000 円以下	16,000 円
G	1,700,001 円以上 1,800,000 円以下	19,000 円
H	1,800,001 円以上 1,900,000 円以下	22,000 円
I	1,900,001 円以上 2,000,000 円以下	25,000 円
J	2,000,001 円以上 2,100,000 円以下	30,000 円
K	2,100,001 円以上 2,200,000 円以下	35,000 円
L	2,200,001 円以上 2,300,000 円以下	40,000 円
M	2,300,001 円以上 2,400,000 円以下	45,000 円
N	2,400,001 円以上	50,000 円

備考

1 この表における「対象収入」とは、前年(1月分から6月分までの負担金にあっては前々年)の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費(以下「必要経費」という。)を控除した後の収入をいう。

2 夫婦で住居の提供を受ける場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下である場合の夫婦それぞれの負担金については、当該対象収入に対応する負担金額(月額)から30%減額した額を本人からの負担金額(月額)とする。